

再資源化を目指し、地球に優しい工事を！

5月30日 建設リサイクル法がスタートします

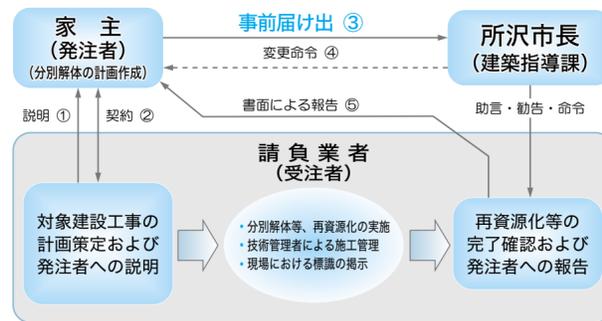
住宅等の解体工事には、分別解体の届け出が必要です

5月30日(こみゼロの日)から、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、いわゆる「建設リサイクル法」が全面施行になります。

対象となる一定規模以上の建築物の解体工事を行う場合には、家主(発注者)に工事の事前届け出等が義務付けられます。

一方、解体工事を行う請負業者(受注者)には、分別解体等や再資源化の実施が義務付けられます。今回は、住宅等を解体する際の制度のしくみ等についてお知らせします。

◆ 分別解体・再資源化の発注から実施の流れ ◆



建設リサイクル法 制定の背景

建設廃棄物は、全国で年間約8、500万tも発生しています。これは、東京ドーム50個分に相当し、企業等で発生しているごみの約2割、家庭ごみの約1・5倍もの量にのぼっています。

この建設廃棄物の処理をめぐっては、不法投棄や最終処分場の不足等さまざまな問題が全国で発生しています。

また、最終処分場の残余年数(表1参照)は、首都圏、近畿圏、全国の状況を見てもひびく迫した状況となっています。

分別解体作業の流れは

建築物の解体については、4段階(図1参照)の手順で行います。内装材や屋根葺き材等を撤去し、その後上部構造部分の木材やコンクリートを分別しながら壊します。上部構造部分とは、構造耐力上主要な部分のうち、基礎・基礎ぐいを除いた部分のことです。

分別解体の費用は

分別解体は、多額の費用がかかるように思われがちですが、最終処分まで含めると、建物の解体に必要な費用は、平均的にはミンチ解体より分別解体の方が安くなります。

表3のとおり、機械ミンチ解体後選別・再資源化した費用を100とした場合の比較でも処分費は安くなります。

家主の皆さんの役割は

分別解体等の計画内容の説明を受注者から受けてください。

分別解体等の計画を記載した解体工事の届出書を市役所2階・建築指導課に提出してください。

契約にあたっては、分別解体等の再資源化に要する費用を支払ってください。

受注者から再資源化等の完了報告を受け、正しくリサイクルされたかチェックしてください。

法に違反した場合、発注者および受注者には、法の定めにより罰則規定があります。

解体工事を行う業者の選定は

建設業許可業者か解体工事登録業者であることを目安に、分別解体等の計画作成が正しくできる業者を選定し、工事を発注することが重要です。

皆さんのお住まいを建て替える場合、リサイクルしやすい構造や材料を使って設計し、住宅の修理等を施して長く住むことにより、解体の際の廃棄物の発生を抑え、クリーンなリサイクル社会を創っていくことが可能となります。

制度が着実に定着していくよう、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



用語の解説

新築 新たに建築物を建てることです。

増築 同一敷地内で、既存建築物の床面積を増加させることです。

改築 建築物の全部または一部を除去するか、用途、規模、構造等が従前の建築物と著しく異なる建築物を建てることです。

ミンチ解体 分別せずに建築物を一気に壊してしまう解体のことです。

修繕 建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ作業です。

模様替え 建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ作業です。

市長インタビュー



建設廃棄物の再資源化を進めていきます

●「建設リサイクル法」による届け出が始まりますが、どのような対応をお考えでしょうか。

齋藤市長 環境の時代と言われている今世紀、将来に向けて豊かで美しい環境を次世代に引き継いでいくことが私たちに課せられた責務と考えています。

市では、ISO14001の認証取得以来、環境行動の推進に取り組んでいます。また、資源循環型社会に向け、ごみの減量化・再資源化にも取り組み、都市環境の保全と創出を進めています。

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法に次いで建設リサイクル法がスタートします。この法律では、発注者に家屋の解体工事等の届け出が、受注者には分別解体と再資源化が義務付けられます。

工事により排出される建設廃棄物は、分別解体をすることで約7割の再資源化が可能となります。建築物の解体等による廃材は、新たに建築を行う際に発生することが多く、市では建築確認申請時に発注者に対し、届け出等をお願いをしています。

また、受注者に対しては、環境負荷の低減に向け具体的な環境配慮活動の啓発を促進するとともに、新たな制度の理解と協力を要請していきます。

良好な環境を維持していくためには、市民の皆さん一人ひとりが日常生活を通して環境に配慮した行動を実践することが重要となっています。

暮らしやすく愛着の持てるまちづくりと、より良い環境の保全に向けて、市民の皆さんのご理解とご協力をいたしながら、引き続き努力してまいります。

図1 分別解体の作業手順

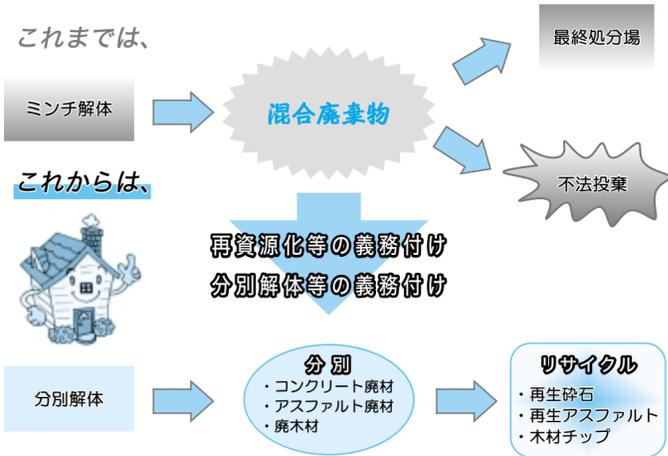


表3 解体工事費種類別比較

解体の種類	解体工事費	処分費	合計
機械ミンチ解体後再資源化(リサイクル率50%)	ミンチ解体すると32	混合されたものを選別しリサイクルすると68	100
機械ミンチ解体後埋め立て処分(リサイクル率0%)	ミンチ解体すると32	混合されたものを埋立処分すると118	150
分別解体後再資源化(リサイクル率74%)	分別解体すると48	分別解体したものをリサイクルすると43	91

◎機械ミンチ解体後選別し、再資源化した費用を100とした場合の比較です。

* 5月30日から分別解体はこうなります *



環境に優しい工事を



中山 富夫さん (三ヶ島在住)

建設関係の仕事をしています。昔は木造の家が中心で、家を壊した後の大きな柱などは、先祖が残してくれた財産として大切に使いました。最近の住宅は、耐火性に優れていることから、石こうボードなどの材料を使うことが多いのですが、解体後の処分費も高くなります。リサイクルを考慮して、製造元が回収するシステムができるとういですが、お客さんにもあまり負担をかけないで環境に優しい工事ができればと願っています。

原点に戻ってものを大切に



上杉 敏子さん (中新井在住)

若者の間でも古着が流行し、ジーンズなどが取り引きされていると聞きます。古いものも生活のなかでうまくコーディネートすると、良さが見えてくるものです。建設廃材をリサイクルすることは、とても大切なことだと思います。原点に戻って、ものを大切に、愛着をもって生活することも忘れて欲しくないですね。リサイクルした材料を学校などで再利用し、子どもたちにも、もの大切さを感じてもらいたいです。

表1 産業廃棄物の最終処分場の状況

区分	最終処分量(万t)	残存容量(万m ³)	残余年数(年)
首都圏	1,769	1,380	0.8
近畿圏	806	1,540	1.9
全国	5,800	19,031	3.3

(環境省調査)

表2 届け出が必要となる対象建設工事

工事の種類	工事規模の基準
建築物の解体	延べ床面積80㎡以上
建築物の新築・増築	延べ床面積500㎡以上
建築物の修繕・模様替え	1億円以上
その他の工作物に関する工事	500万円以上